

医学会発 第54号
平成26年3月3日

日本医学会分科会理事長 会長殿

日本医学会長
高久史磨

公印省略

消費税率変更に伴う対面助言等の手数料額改定について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構より本職宛に、消費税率変更に伴う対面所源等の手数料額改定についての周知依頼の事務連絡が、平成26年2月24日にごございました。

今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号）により、消費税法及び地方税法の一部が改正され、本年4月1日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%に引き上げられる予定です。これに伴い「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則」等を改正して同機構の実施する対面助言等の手数料を改定し、本年2月24日より施行するとのことです。

なお、改定手数料額を適用する対象は、原則として本年4月1日以降に実施する対面助言並びに本年4月1日以降に申請される安全性試験調査及び医薬品等証明確認調査となっております。

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/fee.html>

なお、詳細につきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査業務部業務第一課（電話：03-3506-9437、FAX：03-3506-9442、担当：斉藤氏）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内4260）
（担当 高橋）